

建物共済約款特約条項

新価特約条項

(この特約条項が適用される範囲)

第1条 この特約条項は、建物火災共済約款第1条（共済目的の範囲）又は建物総合共済約款第1条（共済目的の範囲）に掲げる共済目的であって、その減価割合（再取得価額から共済価額を差し引いて得た額の再取得価額に対する割合をいいます。以下同様とします。）が100分の50以下であるものに適用されます。

2 再取得価額とは、共済目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築又は再取得するのに要する額をいいます。

(損害共済金を支払うべき損害の額)

第2条 この特約により、この連合会が損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が発生した地及び時におけるこの特約に係る共済目的の再取得価額によって定めます。

(共済金額の減額及び新価特約の解除)

第3条 この連合会は、この特約に係る共済目的たる建物が、建物火災共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）又は建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第1項若しくは第2項の事故以外の原因により損害が発生した場合において、その建物の減価割合が100分の50を超えた場合には、新価特約を解除するものとし、この場合において、新価特約を解除した共済関係の共済金額が共済価額を超えるときは、共済金額をその共済価額に相当する金額に減額するものとし、

2 この連合会は、前項の規定により共済金額を減額した場合は、その減額した共済金額に対応する共済掛金（臨時費用担保特約が付されているときには、その特約共済掛金を含みます。）のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

3 第1項の規定による新価特約の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(損害共済金の支払額)

第4条 この連合会は、損害共済金として建物火災共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項又は建物総合共済約款第8条（損害共済金の支払額）第2項の規定にかかわらず、次の各号の表の額（表中の共済金額が再取得価額を超えるときは、再取得価額に相当する金額とします。）を支払います。

(1) 建物火災共済の場合

区 分	損害共済金の額
共済金額が再取得価額の80%以上であるとき	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額 （共済金額を限度とします。）
共済金額が再取得価額の80%未満であるとき	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額 \times $\frac{\text{共 済 金 額}}{\text{再取得価額} \times 80\%}$ （共済金額を限度とします。）

(2) 建物総合共済の場合

- ① 建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第1項の事故によって損害が発生した場合

区 分	損害共済金の額
共済金額が再取得価額の80%以上であるとき	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額 (共済金額を限度とします。)
共済金額が再取得価額の80%未満であるとき	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額 $\times \frac{\text{共 済 金 額}}{\text{再取得価額} \times 80\%}$ (共済金額を限度とします。)

- ② 建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第2項の自然災害から地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）による災害を除いた災害によって損害が発生した場合

区 分	損害共済金の額
第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額が再取得価額の80%以上であるとき	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額 $\times \frac{\text{共 済 金 額}}{\text{再取得価額}}$
第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額が再取得価額の80%未満であるとき	第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額 $\times \frac{\text{共 済 金 額}}{\text{再取得価額}}$ 再取得価額の5%に相当する額又は10,000円以上のいずれか低い額

- ③ 建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第2項の地震等によって損害が発生した場合

損害共済金の額
第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額 $\times \frac{\text{共 済 金 額} \times 0.3}{\text{再取得価額}}$ (この場合の損害の額は、建物に係る損害（建物の損害割合が5%以上となった場合に限り、）の額と家具類に係る損害（家具類の損害割合が70%以上となった場合又は家具類を収容する建物の損害割合が70%以上となった場合に限り、）の額の合計額とします。)

- 2 建物火災共済約款第15条（他の共済関係等がある場合の共済金の支払額）第1項又は建物総合共済約款第13条（他の共済関係等がある場合の共済金の支払額）第1項の規定に準じて算出した損害共済金の額と他の重複契約関係により支払われる共済金又は保険金の額の合計額が第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額に満たない場合は、建物火災共済約款第15条（他の共済関係等がある場合の共済金の支払額）第1項又は建物総合共済約款第13条（他の共済関係等がある場合の共済金の支払額）第1項の規定にかかわらず、この連合会は、次の算式によって算出した額を損害共済金として支払います。ただし、他の重複契約関係がないものとして算出した額を限度とします。

第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額 — 他重複契約関係があるものとして算出した他の重複契約関係の共済金又は保険金の額

(準用規定)

第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済約款又は建物総合共済約款の規定を準用します。この場合において、建物火災共済約款又は建物総合共済約款の規定中「共済価額」とあるのを「共済目的の再取得価額」と読み替えるものとします。

収容農産物補償特約条項

(連合会の支払責任)

第1条 この連合会は、この特約に従い、この特約に係る共済目的が損害を受けた場合において、その損害に対して共済金（以下「収容農産物損害共済金」といいます。）を支払います。

(この特約に係る共済目的)

第2条 この特約に係る共済目的は、建物総合共済の共済目的である建物に収容される次のいずれかの農産物（出荷前の一時保管又は販売目的の保管をしているもの及び乾燥・調整等の作業中のものを含みます。以下「収容農産物」といいます。）のうち、加入者が申し出たものとします。

- (1) 米穀
- (2) 麦
- (3) 大豆

(この特約に係る共済責任期間)

第3条 この特約に係る共済責任期間は、次のいずれかの期間のうち、加入者が申し出たものとし、共済責任期間の開始の日の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。

- (1) Aタイプ 加入者が申し出た開始日から末日までの120日以下の期間（複数の期間であって、それぞれの期間の日数の合計が120日以下のものも含みます。）
- (2) Bタイプ 建物総合共済約款第2条（共済責任期間）第1項の共済責任期間と同一の期間

(収容農産物損害共済金の支払額)

第4条 この連合会が支払う収容農産物損害共済金の額は、建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）の事故によって共済目的に生じた損害の額に相当する金額とします。ただし、同一共済責任期間における収容農産物損害共済金の額の合計は、100万円以上500万円以下の範囲内で100万円を単位として加入者が申し出た金額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

- 2 共済事故が地震等である場合は、収容農産物損害共済金の金額は、前項の規定にかかわらず、同項の損害の額の30%に相当する金額とします。ただし、同一共済責任期間における収容農産物損害共済金のうち、地震等により支払うものの金額の合計は、支払限度額の30%に相当する金額を限度とします。
- 3 第1項の損害の額が1万円に満たない場合は、前2項の規定にかかわらず、収容農産物損害共済金は支払いません。
- 4 加入者が故意又は重大な過失によって建物総合共済約款第32条（損害防止義務）第1項及び第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる金額を差し引いて得た金額を損害の額とみなします。

(共済掛金の返還－失効の場合)

第5条 建物総合共済約款第24条(共済関係の失効)の規定によりこの特約が付された建物総合共済の共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この連合会はこの特約に係る共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

(共済金支払後の特約条項)

第6条 収容農産物損害共済金の合計額が支払限度額に達したとき、この特約は消滅します。

(準用規定)

第7条 この特約条項には、建物総合共済約款第13条(他の共済関係等がある場合の共済金の支払額)から第23条(共済関係の解除の効力)まで、第28条(共済掛金の返還－解除の場合)、第31条(損害発生の場合の手続)から第36条(共済金の支払時期)まで、第38条(共済関係の継続)から第40条(他人の所有する物を建物共済に付した場合)まで及び第42条(準抛法)の規定を準用します。

附 則

1 この約款の一部改正は、平成28年9月1日から施行する。